

社会福祉施設等における新型  
コロナウイルスへの対応について  
(介護保険サービス事業者向け)

(編) 一宮市福祉部介護保険課

令和2年 12月 21日更新版

## 目 次

1. はじめに	・・・ 1
2. 新型コロナウイルス感染症の現時点で把握している特徴	・・・ 2
3. 事業所・施設における感染拡大防止のための留意点	・・・ 3
4. 社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症に感染した者、感染が疑われる者が発生した場合の対応について	・・・ <u>13</u>
5. 利用停止等の措置及び休業等について	・・・ <u>26</u>
6. 国等が実施する施策等	・・・ <u>30</u>
7. 作成にあたり使用した資料	・・・ <u>31</u>
8. 参考資料	・・・ <u>34</u>
9. 相談窓口等	・・・ <u>39</u>
10. 作成・更新履歴	・・・ <u>40</u>

## 1. はじめに

この冊子は新型コロナウイルスに関して、厚生労働省から発出された介護保険関係事務連絡等を取りまとめたものです。特に高齢者や基礎疾患を有する方は重症化するリスクが高いことから、各介護保険サービス事業者におかれましては、サービス提供にあたり参考としていただくとともに、感染拡大の防止に特段のご配慮をお願いします。

新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、この冊子の作成・更新日以降に提供される各種情報については、最新かつ正確な情報を収集し、この冊子の内容にかかわらず職員に提供するとともに、必要に応じ、高齢者並びにその家族に対する情報提供や相談対応に努めてください。

※この冊子の更新にあたり、変更・追加等があった場合は、該当箇所を（下線）で表示しています（事務連絡中の\_\_（下線）は各事務連絡の取扱いによります）。

《参考：情報の収集について》

情報収集にあたっては下記のウェブサイト等をご確認ください。

- ・厚生労働省（新型コロナウイルス感染症について）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

（新型コロナウイルス感染症に関して各種最新情報や啓発資料、一般の方を含む Q&A、各種団体向け事務連絡等を掲載しています。）

- ・厚生労働省（介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について）：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

（新型コロナウイルス感染症に関する自治体・関係団体向け事務連絡を掲載しています。）

- ・内閣官房（新型コロナウイルス感染症対策）：

<https://corona.go.jp/>

（新型コロナウイルス感染症対策本部について、他各省庁の専用ページが紹介されています。）

- ・法務省（新型コロナウイルス感染症に関する情報一覧）：

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/0000000451.html>

（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 5 条第 1 項第 14 号に該当する外国人の入国拒否の措置の対象地域が掲載されています。）

- ・愛知県（愛知県新型コロナウイルス感染症対策サイト）：

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/>

（新型コロナウイルス感染症に関する愛知県内での発生状況や相談窓口等を掲載しています。）

- ・愛知県（愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループ）：

<https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/>

（厚生労働省等からの事務連絡等介護保険事業者向けの愛知県からのお知らせが掲載さ

れています。)

- ・一宮（一宮市新型コロナウイルス感染症対策サイト）：【ページ ID 1033753】  
<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/covid19/index.html>  
(新型コロナウイルス感染症に関して、一宮市の取組み等を掲載しています。)
- ・一宮市福祉部介護保険課(社会福祉施設等における対応について)：【ページ ID 1032967】  
<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/covid19/1033848/1032967.html>  
(厚生労働省等からの事務連絡等の掲載の他、一宮市版 Q&A 等を掲載しています。)

※上記以外にも必要な情報収集について努めてください。

## 2. 新型コロナウイルス感染症の現時点で把握している特徴

### 《感染の仕方》

一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。空気感染は起きていないと考えられています。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどがなくても感染を拡大させるリスクがあります。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されています。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされています。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

### 《感染力》

集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に1.密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、2.密集場所（多くの人々が密集している）、3.密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられています。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられ、激しい呼吸や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されています。世界保健機関（WHO）によると、現時点において潜伏期間は1～14日（一般的には約5～6日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしています。

### 《一般的な症状と重症化するリスク》

発熱や呼吸器症状が1週間前後つづくことが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・

嗅覚障害を訴える方が多くなっています。季節性インフルエンザよりも入院期間が長くなる事例が報告されています。

罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例も多いことが報告されています。一方、重症度は、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されています。特に、高齢者や基礎疾患をお持ちの方では重症化するリスクが高いことも報告されています。

#### 《情報公表について》

新型コロナウイルス感染症が発生した場合の情報公表については、基本方針が示されています（8-A2）。

[新型コロナウイルス感染症の現時点で把握している特徴（令和2年3月28日時点）、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日変更）、介護保険最新情報 Vol.791 より]

### 3. 事業所・施設における感染拡大防止のための留意点

感染防止に向けた取組を徹底する観点からは、日頃から以下のような感染防止に向けた取組を行うことが重要です。

#### (1) 施設等における取組

##### (感染症対策の再徹底)

- ・感染の疑いについてより早期に把握できるよう、管理者が中心となり日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意すること（例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認、複数の事業所を利用している場合における事業所間の情報共有等）。
- ・管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- ・無症候又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があり、人と人の距離をとること（Social distancing: 社会的距離）、外出の際の常日頃からのマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や、地域における状況（緊急事態宣言が出されているか否かや、居住する自治体の情報を参考にすること）も踏まえて、予防に取り組むこと。
- ・「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」について、職員に周知を行うこと。面会者、業者等の施設内に入出入りする者にも周知を行うことが望ましい。
- ・新規入所者について、入所時に地域における新型コロナウイルス感染症の発生状況や入所前の生活状況等を勘案して、症状の有無に関わらず検査を行うことについて医師に相談すること。
- ・介護保険施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検

討する委員会の開催等により、感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底を行うこと。それ以外の事業所については社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組方針の再検討や感染拡大防止に向けた取組の再徹底を行うこと。

- ・高齢者施設の管理者等は、感染者や濃厚接触者が発生した場合等に備え、個室管理や生活空間等の区分けに係るシミュレーションや、人員体制に関する施設内・法人内等の関係者との相談、物資の状況の把握を行うとともに、感染者等が発生した場合の対応方針について、入所者や家族と共有をしておくこと等が考えられること。
- ・感染症対応に係る基本的な考え方、防護具の装着方法等について、施設内や法人内で意識付けや研修（実地研修を含む）を行い、平時より施設の感染症対応力を向上させることが望ましいこと。
- ・感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進めること。
- ・感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近2週間の勤務表、施設内に入入りした者等の記録を準備しておくこと。
- ・高齢者施設の入所者は移動が困難な場合もあり、保健所等が施設に赴いて施設や居室内で検体採取を行うことも想定されるため、検体採取が行われる場所について、以下の観点も踏まえ事前に検討しておくこと。
  - ・当該場所までの入所者の移動について、濃厚接触者とその他の入所者が接触しないよう、可能な限り導線が分けられていること。
  - ・検体を採取する場所は十分な換気及び清掃、適切な消毒を行うこと。
  - ・感染者、濃厚接触者、その他の入所者がわかるよう、また、検査を受けた者とその検体採取日がわかるよう、職員及び入所者のリストを準備しておくこと。

#### 【参考資料等】

##### ・厚生労働省

感染拡大防止に向けた資料等を公開しています。

##### 《マニュアル等》

・介護現場における感染対策の手引き（第1版）

・介護職員のための感染対策マニュアル

・感染者発生シミュレーション～机上訓練シナリオ～ 他

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koure\\_isha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koure_isha/taisakumatome_13635.html))

《ウェブ研修》操作方法の詳細は介護保険最新情報Vol.897の別添資料参照

①職員向け (<https://training.kaigo-kansentaisaku.net/>)

- ・ 介護サービス提供の場で行う感染対策
- ・ 標準予防策と感染経路別予防策
- ・ 感染拡大防止のための職員の健康管理
- ・ 生活の場における高齢者の健康管理
- ・ 介護サービスを提供する際の衛生管理
- ・ 手洗い、個人防護具の適切な使用
- ・ 感染予防策を踏まえた介護・看護ケア（平常時・感染症流行時）
- ・ 感染症発生時の対応（濃厚接触者・陽性者発生時を含む）
- ・ 家族等への支援
- ・ 感染症による死亡への備え

② 管理者・感染対策教育担当者向け：

([https://deli3.study.jp/rpv/external/user\\_regist.aspx?publish\\_key=FhegSpYR](https://deli3.study.jp/rpv/external/user_regist.aspx?publish_key=FhegSpYR))

※ 既に登録がお済みの方は以下からログイン。

(<https://deli3.study.jp/rpv/?code=KT>)

上記①に加えて、以下のプログラム

- ・ 生活を支えるための感染対策
- ・ 感染対策マニュアルの見直しによる感染管理体制の改善
- ・ 感染予防に取り組む職員のメンタルヘルス
- ・ 感染症発生時の対応
- ・ 実技・演習の進め方

#### 《実地研修》

感染症の専門家を派遣する実地研修の申し込みが令和2年12月14日から開始されています。受付数には限りがありますので希望される場合は介護保険最新情報Vol. 897の別添3を早めにご確認ください。

#### 《動画資料》

基本的な所作を習得できるよう、参考となる動画を掲載しています。

([https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc))。  
訪問介護事業所等についてはリーフレット（8－H14）とあわせて活用してください。

#### ・ **一般社団法人日本環境感染学会**

ウェブサイトで中小病院および高齢者福祉施設で活用できる「新型コロナウイルス感染症の院内・施設内感染対策チェックリスト」を公開しています

([http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content\\_id=364](http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=364)（8－B11））。

#### ・ **日本赤十字社**

ウェブサイト「新型コロナウイルス感染症対応に従事されている方のこころの健康を維持するために」と題してストレスチェックリスト等を掲載しています

([http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200330\\_006139.html](http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200330_006139.html) (8-B12))。

#### ※入国拒否の対象地域から帰国後症状がある職員等がいる場合

施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めること。また、最新情報を収集し、職員等に情報提供すること。対象地域等については、法務省のウェブサイト「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」を適宜確認してください(8-B1)。

#### (面会)

- ・面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。
- ・具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえ、管理者が制限の程度を判断すること。
- ・一部の施設においてはオンライン面会を実施しており、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」(8-B10)等も参考に引き続きオンラインでの実施を考慮すること。
- ・地域における発生状況等を踏まえ面会を実施する場合は、以下の留意事項も踏まえ感染防止対策を行った上で実施すべきである

※訪問診療は面会には該当しません(8-B8)。

#### (面会を実施する場合の留意事項)

- ・面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- ・面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- ・面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。
- ・面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
  - ・感染者との濃厚接触者でないこと
  - ・同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
  - ・過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
  - ・過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
  - ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。



- ・人数を必要最小限とすること。
- ・面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- ・面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- ・寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと。
- ・面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- ・面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと。
- ・面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること。
- ・面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。

#### (施設への立ち入り)

- ・委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱や咳などの呼吸器症状等が認められる場合には入館を断ること。
- ・業者等の施設内に出入りした者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。
- ・委託業者等が施設内に立ち入る場合は、マスク着用と手指消毒を実施すること。

#### (外出)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））三（3）1）①において、外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- ・感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。

※訪問介護における通院・外出介助等を含む。

#### [介護保険課の見解]

事業所としての取り組みを事前（施設等を訪れる前）に家族等の面会者、業者側に対して説明し、理解を得ておくようにしてください。また、業者等に対しては参考に業者等の従業員に対する取り組みを確認しておくことも有用であると考えます。

### (その他)

- ・職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮すること。
- ・基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。

## (2) 職員の取組

### (感染症対策の再徹底)

- ・職員、利用者のみならず、面会者や委託業者等、職員などと接触する可能性があると考えられる者を含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要であり、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(8-C1、8-C2)、「介護現場における感染対策の手引き」等を参照の上、対策を徹底すること。
- ・職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること(例えば、出勤前の体温計測に加え、事業所等に立ち入る前の再度の体温計測の実施等)。なお、過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員の健康状態に留意すること。該当する職員については、管理者に報告し、確実な把握を行うよう努めること。(重症化リスクの高い集団に接する医療従事者・介護従事者の方々に、発熱等症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をとるよう厚生労働省から衛生部局あてに事務連絡が発出されています。また、愛知県からも事務連絡が発出されています(8-F5))
- ・職場はもとより、職場外でも感染拡大を防ぐための取組を進めることが重要であり、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底すること(8-H6、8-H8)。
- ・職員が感染源となることのないよう、症状がない場合であっても利用者と接する際にはマスクを着用すること。食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の職員と一定の距離を保つこと。

### ※職員とは

利用者に直接介護サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員、調理員等、当該事業所のすべての職員やボランティア等も含まれます。

### ※発熱や呼吸器症状等により感染が疑われる職員等について

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえ適切に対応すること(8-B2)。

### (3) ケア、リハビリテーション等の実施の際の留意点

#### 《各サービス共通》

社会福祉施設等においては、日常生活上の世話の他、利用者の廃用症候群防止やADL維持等の観点から、一定のリハビリテーション又は機能訓練や活動を行うことは重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」（「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」）を避ける必要があることから、以下に留意して実施すること。

- ・可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。
- ・定期的に換気を行う（冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するため方法については、8-B13、8-H16参照）。
- ・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。
- ・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。
- ・清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。
- ・職員、利用者ともに手指衛生の励行を徹底する。

#### 《通所・短期入所等の場合》

- ・送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。
- ・過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。
- ・送迎時には、窓を開ける等換気に留意するとともに、送迎後に利用者の接触頻度が高い場所（手すり等）の消毒を行う。
- ・発熱により利用を断った利用者については、社会福祉施設等から当該利用者を担当する居宅介護支援事業所又は相談支援事業所等（以下「居宅介護支援事業所等」という。）に情報提供を行い、当該居宅介護支援事業所等は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討する。

（市区町村や社会福祉施設等においては、都道府県や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で居宅介護支援事業所等や社会福祉施設等において必要な対応がとられるように努めるものとする。）

#### 《訪問サービスの場合》

サービスを提供する際は、その提供に先立ち、利用者本人・家族又は職員が本人の体

温を計測し（可能な限り事前に計測を依頼することが望ましい）、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえ（8-B2）適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供に当たっては以下の点に留意すること。

- ・サービスを行う事業者等は、保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続すること。
- ・サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・サービスの提供に当たっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。
- ・可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行うこと。

#### ※認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の場合

医師及び看護師の配置が必須となっていないため、利用者及び職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に協力医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討し、職員間での共有、事業所内での周知、徹底を図ること。「入所施設・居住系サービス」と同様の取り組みを実施すること。

感染の疑いについてより早期に把握することが、感染拡大を防止する観点から重要であることから、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等の把握（例えば、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認、利用している介護保険サービス事業所との情報共有等）を行うこと。また、利用者について、一人でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が出た場合は、速やかに保健所に報告すること。

#### [介護保険課の見解]

「通所・短期入所等の場合」には、通所介護事業所等が実施する宿泊サービスも含むものと考えます。

短期入所利用者の内、特に長期利用者（ロングショート利用者）がいる場合、「入所施設・居住系サービス」に準じて取扱うことも想定されます。

（看護）小規模多機能型居宅介護は「通所・短期入所等の場合」、「訪問サービスの場合」両方を参照してください。また、宿泊サービスの長期利用者がいる場合、「入所施設・居住系サービス」に準じて取扱うことも想定されます。

各サービス類型により、対応方法は一部異なる部分もありますが、各事業所の医療関係有資格者を中心に状況把握に努めてください。特に高齢者や基礎疾患を有する方は重

症化するリスクが高いことから各利用者の基礎疾患の有無の再確認、また、各利用者により基礎体温は一律ではないことから、発熱等の基準について、主治医等と予め協議しておくことも有用と考えます。

把握した情報は記録を作成するとともに、各事業所内だけの情報に完結せず、担当のケアマネジャー、主治医、協力医療機関等との情報共有に努めるとともに、必要に応じて保健所等への相談につなげてください。

情報の把握を円滑に行うためにも、事業所としての取り組みを事前に利用者及びその家族、担当の介護支援専門員等に対して説明し、理解を得ることも重要と考えます。

利用者が定期的に医療機関に通院している場合、当面の間の診察の必要性や薬の処方等について主治医等と事前に相談してください（8-G1、8-G2、8-G3、8-G4、8-H11）。

#### （４）感染者等の退院患者の施設での受入

- ・施設系及び居住系サービス事業所において、退院基準（8-G5）を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。なお、当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、施設系及び居住系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることも、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、退院するものであるが、医療機関側は、施設側に、当該退院者は退院基準を満たしていること又は新型コロナウイルス感染症の疑いがないことを丁寧に説明することが望ましいこととされており、施設側は各種証明の請求は控えること。
- ・当該退院者に対しては、他の入所者と同様に、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。

#### （５）有料老人ホーム等、介護保険施設等における医療・介護サービス等の利用について

- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅において、入居者が希望する医療・介護サービス等（特に当該有料老人ホーム等の運営主体以外が提供するサービス）の利用について、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるといった事案が発生しています。医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切であり、入居者が希望する、もしくは入居者に必要である

各種訪問系サービス及び通所系サービスや、訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービス等について、不当に制限することがないように留意してください。

- ・介護保険施設、(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所(認知症グループホーム)、(介護予防)特定施設入居者生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、(介護予防)短期入所生活介護事業所、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等においても、医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切であり、本来利用・算定可能なサービスであって、入所(居)者が希望する、もしくは入所(居)者に必要である各種訪問系サービス及び通所系サービスや、訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービス等について、不当に制限することがないように留意してください。

## (6) その他

- ・国立感染症研究所及び国立国際医療研究センター国際感染症センターにおいて「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」が作成されています(8-C3)。本文書は、医療関係者及び保健所が参照することを想定し作成されたものですが、参考にさせていただきます(令和2年6月2日改訂あり)。
- ・通いの場等の取組を実施している場合、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した留意事項が示されています(8-H15)。

## (7) 感染拡大防止のための啓発等について

- ・新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めること。
- ・感染拡大防止に万全を期すため、対応にあたっては、感染対策マニュアル等を参照しつつ、一人一人の咳エチケットや手洗いなどの実施が重要となります。8の啓発用資料を活用するなど、職員や高齢者並びにその家族等に対する情報提供並びに感染症対策に努めること。

[介護保険最新情報 Vol.761、Vol.767、Vol.771、Vol.790、Vol.808、Vol.817、Vol.821、Vol.830、Vol.834、Vol.840、Vol.841、Vol.851、Vol.852、Vol.853、Vol.866、Vol.872、Vol.873、Vol.878、Vol.881、Vol.882より]

#### 4. 社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症に感染した者、感染が疑われる者が発生した場合の対応について

##### (1) 具体的な対応方法について

社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）に新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生した場合には、保健所の指示に従うとともに、協力医療機関にも相談し、以下の取組を徹底するよう示されています（概要は8-B5参照）。

- ① 情報共有・報告等の実施
- ② 消毒・清掃等の実施
- ③ 積極的疫学調査への協力等
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染者等への適切な対応の実施
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応の実施

なお、特段の記載がない限り、新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合も同様の取扱いとする。その際、以下の記載のうち「濃厚接触者」は「感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者」と読み替えるものとする。

##### ※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」とは

社会福祉施設等の利用者等であって、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦等については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者）、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者。

##### 《入所施設・居住系サービス》

##### ① 情報共有・報告等の実施

利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合  
協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

##### [介護保険課の見解]

指定権者への報告の他、施設所在地市町村への報告も行ってください。

## ② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考（8-C4））で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する（補足Q&Aあり、8-C5）。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

## ③ 積極的疫学調査への協力等

感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録や面会者情報の提供等を行うこと。

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合

当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定すること。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者

## ④ 新型コロナウイルス感染症の感染者等への適切な対応の実施

感染者等については、以下の対応を行う。

### (ア) 職員の場合の対応

職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体（愛知県）の判断に従うこととなること。

### (イ) 利用者の場合の対応

利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、高齢者や基礎疾患を有する者等である場合には原則入院することとなるが、それ以外の者については症状等によっては自治体（愛知県）の判断に従うこととなること。高齢者施設から医療機関への搬送時には、施設側は、当該医療機関に対し、新型コロナウイルス感染状況（感染者であるか、濃厚接触者であるか）も含めた当該入所者の状況・症状等を可能な限



り詳細に情報提供を行うこと。

感染が疑われる職員、利用者については、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。

### 【介護老人保健施設及び介護医療院における入院調整中の感染者等へ対応について】

地域の発生及び病床等の状況によっては、入所者の入院調整までの一時的な期間について、都道府県の指示により、介護老人保健施設等で入所継続を行う場合があり、期間中は感染の拡大を防止するため、保健所の指示に従って対応することとし、⑤（イ）を参考に次の点に留意すること。

#### ○生活空間等の区分け（いわゆるゾーニング）等

保健所と相談し、施設の構造、入所者の特性を考慮した上で、以下の点に留意して対応すること。その際、保健所は可能な限り、感染管理についての専門知識を有する者の助言を得ること。

- ・感染している入所者、濃厚接触者及びその他の入所者の食事場所や生活空間、トイレ等を分けること。
- ・感染している入所者及び濃厚接触者やその居室が判別できるように工夫すること。
- ・居室からの出入りの際に、感染している入所者と感染していない入所者（濃厚接触者及びその他の入所者）が接することがないようにすること。
- ・職員が滞在する場所と感染している入所者の滞在する場所が分かれるようにするとともに、入口などの動線も分かれるようにすること。
- ・感染している入所者に直接接触する場合または患者の排出物を処理する場合等は、サージカルマスク、眼の防護具、長袖ガウン、手袋を着用すること。
- ・感染している入所者、濃厚接触者及びその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。夜勤時等、分けることが困難な場合は、防護具の着用等、特段の注意を払うこと。
- ・个人防护具の効率的な利用等については、「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」（令和2年4月14日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を、生活空間等区分けの考え方、个人防护具の着脱方法については、宿泊療養施設における非医療従事者向け感染対策の動画も参照すること。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)  
#yobou及び<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>)

#### ○入所者の健康管理について

- ・感染している入所者については、特に健康の状態や変化の有無等に留意が必要であり、保健所の指示に従い、例えば、適時の検温、呼吸状態及び症状の変化の確

認、パルスオキシメーター等も使用した状態の確認、状況に応じた必要な検査の実施等を行い、入所者から聞き取った内容とともにケア記録に記載すること。また、症状や状態に変化があった場合には、速やかに医師に相談すること。新型コロナウイルス感染症の患者は、状態が急変する可能性もあることに留意が必要であること。

- ・他の入所者についても、検温や状態の変化の確認を行うほか、咳や呼吸が苦しくなるなどの症状が出た場合には、速やかに医師と相談すること。
- ・上記については、保健所と予め健康管理の方法を相談し、保健所の指示に従って報告するほか、急変時等の対応は予め相談した方法に従うこと。

#### ○情報の共有

- ・管理者は、職員体制、入所継続している感染者の状況、その他の入所者の状況、物資の状況等について、1日1回以上を目安に許可権者に報告を行うこと。

#### ○事前準備等

- ・上記のような対応が必要となった場合に備え、生活空間等の区分けに係るシミュレーションや、人員体制に関する関係者との相談、物資の状況の把握を行うとともに、感染者が発生した場合の対応方針について、入所者や家族と共有をしておくこと等が考えられる。

#### ○都道府県における取組

- ・施設における感染拡大防止に向けた取組の支援について、福祉部局のみならず衛生部局等が協働して、組織的な対応を行うこと。
- ・指示に関して、高齢者は重症化するリスクが高いことから、原則入院となること。
- ・ただし、施設内における患者発生数やその地域の感染状況・病床状況により、患者の入院に調整を要する場合があるため、入院までの一時的な期間、やむを得ず施設での入所継続を行う場合もある。その際には、施設の人員体制、物資等に係る支援体制を構築し、感染者が当該施設で入所継続可能な状態（8-B9）であることに加え、症状や状態に変化があった場合の医療提供及び入院対応方針を明確にした上で、期限の目安を定め、施設側と相談し合意された内容について、施設における療養の指示を行うこと。
- ・具体的には、協力医療機関、同一法人の介護サービス事業所、関係団体等による応援体制の構築や、感染管理についての専門知識を有する者の派遣に係る調整、パルスオキシメーター等健康状態を把握するための検査機器の配備や使用方法に関する助言、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」（令和2年4月7日付事務連絡）を参考にした必要な物資の放出等、速やかに人員・物資等に係る支援を行うこと。
- ・なお、介護老人保健施設等での入所継続は一時的な取扱いであり、可能な限り速

やかに入院の調整を行うこと。

#### ⑤ 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等への適切な対応の実施

濃厚接触者等については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

なお、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。

##### (ア) 職員の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。

濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

##### (イ) 利用者の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行う。

- ・当該利用者については、原則として個室に移動する。
- ・有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。
- ・個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。
- ・個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
- ・濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底する。
- ・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ケアの開始時と終了時に、(液体)石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノ

ールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

- ・濃厚接触者のうち有症状者については、リハビリテーション等は実施しないこと。無症状者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で個室又はベッドサイドにおいて、実施も可能であること。

#### <個別のケア等の実施に当たっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。

##### (i) 食事の介助等

- ・食事介助は、原則として個室で行うものとする。
- ・食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。
- ・まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。

##### (ii) 排泄の介助等

- ・使用するトイレの空間は分ける。
- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用する。
- ・使用済みおむつ等の廃棄物の処理に当たっては感染防止対策を講じる（下記の（注）参照）。

※ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。（使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。）

##### (iii) 清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機（80℃10分間）で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。

##### (iv) リネン・衣類の洗濯等

- ・当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者とは必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。
- ・当該利用者が鼻をかんだティッシュ等のごみの処理は、ビニール袋に入れるなどの感染防止対策を講じる（下記の（注）参照）。

(注) 社会福祉施設等のうち介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、助産施設等廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）別表第1の4の項の中欄に掲げる施設に該当する施設において生じた使用済みおむつ及びティッシュ等については感染性廃棄物として処理を行うこと。

それ以外の施設において生じた廃棄物は、感染性廃棄物には当たらないが、当該施設内や廃棄物処理業者の従業員への感染防止の観点から、ごみに直接触れない、ごみ袋等に入れて封をして排出する、捨てた後は手を洗う等の感染防止策を実施するなどして適切な処理を行うこと。

詳細は下記を参照

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）

(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>)

「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月）

([http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/202009corona\\_guide\\_line.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/202009corona_guide_line.pdf))

## 《通所・短期入所等の場合》

### ① 情報共有・報告等の実施

利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

また、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行うこと。

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合

協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

#### [介護保険課の見解]

感染が疑われる利用者についても、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行うことが望ましいと考えます。

#### [介護保険課の見解]

指定権者への報告の他、施設所在地市町村への報告も行ってください。

### ② 消毒・清掃等の実施

新型コロナウイルス感染者の居室及び当該利用者が利用した共用スペース、車両等については、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清

拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考（8-C4））で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する（補足Q&Aあり、8-C5）。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

### ③ 積極的疫学調査への協力

感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合

当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定すること。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者

特定した利用者については、居宅介護支援事業所等に報告を行うこと。

### ④ 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施

感染者については、以下の対応を行う。

#### (ア) 職員の場合の対応

職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体（愛知県）の判断に従うこととなること。

#### (イ) 利用者の場合の対応

利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。

感染が疑われる職員、利用者については、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。

## ⑤ 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

### (ア) 職員の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。

### (イ) 利用者の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、以下の対応を行う。

- ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。
- ・なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。

## 《訪問介護等》

### ① 情報共有・報告等の実施

利用者等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合、当該事業所等は、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

また、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合

協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

#### [介護保険課の見解]

感染が疑われる利用者についても、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行うことが望ましいと考えます。

#### [介護保険課の見解]

指定権者への報告の他、施設所在地市町村への報告も行ってください。

### ② 消毒・清掃等の実施

#### [介護保険課の見解]

「個別のケア等の実施に当たっての留意点」(iv)環境整備についてを参照してください。また、車両等事業所の設備については必要に応じて、「通所・短期入所等」の②と同様の

取扱いが適切と考えます。

### ③ 積極的疫学調査の協力

感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力すること。その際、可能な限り利用者のケア記録の提供等を行うこと。

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合

当該施設等において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員を特定すること。濃厚接触が疑われる職員については、以下を参考に特定すること。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者

### ④ 新型コロナウイルス感染症の感染者への適切な対応の実施

感染者については、以下の対応を行う。

#### (ア) 職員の場合の対応

職員の感染が判明した場合、原則入院することとなるが、症状等によっては自治体（愛知県）の判断に従うこととなること。

#### (イ) 利用者の場合の対応

利用者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、原則入院することとなること。

感染が疑われる職員、利用者については、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。

### ⑤ 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者への適切な対応の実施

濃厚接触者については、保健所と相談の上、以下の対応を行う。

なお、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間については保健所の指示に従うこと。

#### (ア) 職員の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた職員については、自宅待機を行い、保健所の指示に



従う。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。

#### (イ) 利用者の場合の対応

保健所により濃厚接触者とされた利用者については、居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討すること。

検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。

- ・ サービスを提供する者のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・ サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

#### <サービス提供にあたっての留意点>

- ・ 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- ・ 濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- ・ 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- ・ 訪問時には、換気を徹底する。
- ・ ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ 体温計等の器具については、消毒用体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ サービス提供開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

#### <個別のケア等の実施にあたっての留意点>

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意すること。

### (i) 食事の介助等

- ・食事前に利用者に対し、(液体)石けんと流水による手洗い等を実施する。
- ・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行う。
- ・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。

### (ii) 排泄の介助等

- ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、サージカルマスク、使い捨て袖付きエプロンを着用する。

### (iii) 清潔・入浴の介助等

- ・介助が必要な者(訪問入浴介護を利用する者を含む)については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

### (iv) 環境整備

- ・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液(濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)の88ページを参考(8-C4))で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う(補足Q&Aあり、8-C5)。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。

## 《共通》

### ※社会福祉施設等において、アルコール消毒液の入手が難しい場合

「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」(8-H9)を踏まえ、手洗いを丁寧に行うことや、食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、熱水や塩素系漂白剤で行っていただくことを徹底いただくようにしてください。また、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について」も発出されています(8-C9)。

### ※サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの再利用等の例外的取扱いについて事務連絡で示されています(8-C10)。

### ※入院、宿泊療養及び自宅療養について

「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（介護保険最新情報 vol.807）において、地域での感染拡大の状況によっては、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方には自宅での安静・療養を原則としつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合等には、入院措置を行うものとする旨が示されています。

### ※専門家の派遣等について

感染者発生時の施設運営やマネジメントについては、協力医療機関の助言等も踏まえつつ、保健所の指示を受け管理者が中心となって対応すべきものである。また、感染症対策に係る専門的知識も踏まえた運営やマネジメントを行う必要があるが、施設単独で行うには困難を伴うこともあるため、感染管理認定看護師等の派遣が可能な場合は、管理者は、保健所や派遣された専門家等と協力しながら、施設内・法人間の調整、行政との連絡調整、職員のメンタルケア、終息に向けた行動方針の作成等に努めること。

#### [介護保険課の見解]

情報共有については急を要することが想定されます。事業所と担当の介護支援専門員との間で予めその方法（連絡方法や連絡の優先順位等）について共有するよう努めてください。特に利用者数が多い事業所についてはこのことに留意するとともに連絡に漏れないよう注意してください。

「通所・短期入所等」及び「訪問介護等」を利用している場合、当該利用者を担当する介護支援専門員は、当該利用者への対応（関係事業所含む）の他、当該利用者と同居する高齢者がいる場合で、担当介護支援専門員が異なる場合は、当該利用者や家族等の了解を得た上で同居高齢者を担当する介護支援専門員と必要に応じて連携を図るようにしてください。その際は、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じることがないように、利用者及びその家族、関係事業所及びその職員の人權等に十分配慮してください。

また、特に少人数で運営している事業所については、利用者又は職員等に新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について、同一・系列法人内で事前に協議しておくようにしてください。

[介護保険最新情報 Vol.777 (Vol.791)、Vol.802、Vol.808、Vol.819、Vol.828、Vol.853、Vol.881より]

## (2) 新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等

「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」他、各種事務連絡やQ & Aが発出されています(8-Dの各種資料)。柔軟な取扱いが可能とされていますので、同事務連絡等を参照してください。厚生労働省において「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめページも作成されています

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>)。

## 5. 利用停止等の措置及び休業等について

### (1) 利用停止等の措置及び臨時休業等

社会福祉施設等(通所・短期入所等に限る)の利用者等(社会福祉施設等の利用者及び職員をいう)に新型コロナウイルス感染症が発生した場合に、事態に迅速に対処するため、下記の通り当面の間の対応が示されています。

#### ①発生情報の社会福祉施設等への連絡について

新型コロナウイルス感染症に罹患した利用者等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第12条第1項の届出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、本人又は家族の同意を得て、届出を受けた内容について、当該利用者等が利用する社会福祉施設等の認可権者等(認可権者等が市区町村でない場合には、社会福祉施設等の所在する市区町村を含む)に連絡する。連絡を受けた認可権者等は、当該社会福祉施設等と情報を共有する。

#### ②利用停止等の措置及び臨時休業等の判断について

社会福祉施設等は、当該利用者等に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人又は家族等に要請する。また、認可権者等及び社会福祉施設等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。

都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、社会福祉施設等に対し、その全部又は一部の休業を要請する。

また、都道府県等は、感染のおそれがある利用者等について、必要と認める場合には、認可権者等を通じて社会福祉施設等に対し、サービス利用を避けるよう要請する。

#### ③地域住民や家族への情報提供等

都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、認可権者等と連携して、社会福祉施設等を通じて、家族等に対しても同

様に情報を提供する。

#### ④その他

##### 【都道府県等が介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について】

休業要請があった場合の留意点は下記のとおりです。

##### ・感染拡大の防止

都道府県等は、公衆衛生対策の観点からの休業の必要性の有無について判断すること。緊急事態宣言下では、個々のサービスの必要性を再度検討するように、事業所に周知を行うこと。

##### ・利用者への丁寧な説明

休業する事業所や居宅介護支援事業所は、保健所と連携し、利用者に対し休業の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

##### ・代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、休業している事業所からの訪問サービス等の適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

##### ・事業所の事業継続

事業所への影響をできるだけ小さくする観点から、以下の取扱い等を事業所へ周知すること（介護報酬算定の特例、独立行政法人福祉医療機構における融資制度の活用、雇用調整助成金の活用）

#### ※社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）の具体的なサービス種別

この場合の社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）とは、下記を指します。

通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所療養介護、療養通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）短期利用認知症対応型共同生活介護費、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

（（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護はその事業全てを臨時休業の対象とするわけではないが、提供するサービスのうち、短期入所・通所に相当するサービスについては自粛を要請することとなる。）

（老人保健施設や特別養護老人ホーム内で通所や短期入所系のサービスを実施している場合は通所や短期入所系のサービスの部分のみ休業を要請することとなる。）

##### 〔介護保険課の見解〕

具体的なサービス種別には、上記の他、それらに付随して実施するサービス（介護予防・日常生活支援総合事業や通所介護事業所等が実施する宿泊サービス）も含むものと考えます。

### ※休業要請を行う主体と法的根拠等

休業要請を行う「都道府県等」とは、衛生主管部局（一宮市内の事業所については愛知県）を指します。都道府県等が行う休業要請には法的根拠はないとされていますが、感染症のまん延防止を図るという観点から、都道府県等の判断で要請するものです。また、社会福祉施設等は、休業要請に従う義務はないとされていますが、同様の観点から必要な場合には休業を行っていただくようお願いするものとされています。

### ※休業要請の単位と期間

施設単位での休業要請が想定されていますが、公衆衛生対策の観点から必要があれば、地区単位での休業要請もありうるとされています。

休業期間については、各地域の状況を踏まえ、認可権者等や社会福祉施設等の関係機関と適宜調整の上、都道府県等が判断しますが、実際休業を行う期間については、社会福祉施設等において必要に応じて都道府県等に相談の上、判断することになります。

### ※代替サービスの確保・調整等

休業することにより必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で社会福祉施設等において必要な対応については、必要に応じて認可権者等が助言等を行う場合があります。

### ※都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて（サービスを提供した場合の介護報酬の算定）

「都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合における取扱いについて」他、各種事務連絡やQ&Aが発出されています（8-Dの各種資料）。また、雇用調整助成金や独立行政法人福祉医療機構における融資制度等も設けられています（8-B6）。

#### [介護保険課の見解]

要請等による休業中に上記事務連絡によるサービスを実施する場合においても「4. 社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症に感染した者、感染が疑われる者が発生した場合の対応について」の取扱いに十分留意してください。

### ※都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合等における愛知県への報告について

都道府県等からの休業の要請を受けて休業している場合、事業者において自主的に休業する場合、サービス提供を縮小して実施する場合には、愛知県への報告をお願いします（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronatsuuti.html>）。なお、一宮市内の事業所においては、一宮市介護保険課にも同様の報告をお願いします（報告方法は任意）。

[介護保険最新情報 Vol.764、Vol.765、Vol.770、Vol.810 より]

## (2) 緊急事態宣言下のサービス提供について

※令和2年8月25日現在、①②両宣言は解除されていますが、この項目は参考に掲載継続しています。また、愛知県においては解除後も従前の通り、感染防止に努めるよう事業者に対して要請しています(8-F4)。

### ①政府発出の緊急事態宣言に対する高齢者施設等の対応について

介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者及びその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要とされています。その際、次のことについて留意するよう示されています。

#### (i) 感染防止策の徹底

3、4の取扱いを徹底の上、対応を行うこととなるが、個々のサービスの必要性について、再度検討すること。

#### (ii) 柔軟なサービス提供について

サービス提供にあたっては、事務連絡で示された人員基準、介護報酬等の特例を活用した柔軟なサービス提供についても検討すること。

#### (iii) 休業する場合の留意点

都道府県から休業要請を受けた場合又は自主的に休業やサービスの縮小を行う場合は次のことに留意すること。

##### ・利用者への丁寧な説明

休業を決定してから実際に休業するまでに十分な猶予期間を設けるとともに、居宅介護支援事業所と連携し、事前に利用者に対し休業等の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。

##### ・代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に、自主的に休業やサービスを縮小している事業所からの訪問サービスや、他の事業所による介護サービスの適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

※事業所の事業継続については(1)④と同様です。

[介護保険最新情報 Vol.824 より]

### ②新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく高齢者施設等の対応について

緊急事態措置の期間中も事業の継続が要請されています。期間中のサービス提供にあたっては「新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく高齢者施設等の

対応について（依頼）」（８－F 1）中の留意事項を参照してください。

## 6. 国等が実施する施策等

### 「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－（令和2年3月10日時点）」 （8－A 1：介護関係分抜粋）

高齢者施設・事業所等に対する布製マスクの配布については具体的な方法が示されています。サービス類型によって利用者分の配布方法が異なりますので留意してください。また、電話相談窓口も設置されています。現在、布製マスクの配布については、希望する場合に申出が必要です（8－C 6、8－C 7、8－C 8）。

### 令和2年度第2次補正予算（8－A 3）

- ・ 社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業（災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の特別対策事業）
- ・ 新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業（介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業、介護サービス事業所等との連携支援事業）
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）（感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業、都道府県における衛生用品の備蓄等支援事業（緊急時の応援に係るコーディネート機能の確保等））
- ・ DMAT・DPAT 等医療チーム派遣事業（新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分））

### その他

また、これ以外にセーフティネット保証5号の対象業種への指定（8－E 1）や雇用調整助成金、独立行政法人福祉医療機構における融資制度等が設けられています（8－B 6）。

訪問系サービスにおいては「訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について」（8－E 5）も参考にしてください。

[令和2年3月6日付事務連絡、介護保険最新情報 Vol.783、Vol.788、Vol.789、Vol.792、Vol.794、Vol.806、Vol.848、Vol.850、Vol.853、Vol.863、Vol.864 より]



## 7. 作成にあたり使用した資料

資料名	発出日
社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）（介護保険最新情報 Vol.761）	令和2年2月14日
社会福祉施設等における職員の確保について（介護保険最新情報 Vol.762）	令和2年2月17日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて	令和2年2月17日
社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（介護保険最新情報 Vol.764）	令和2年2月18日
社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について（令和2年2月18日付事務連絡）」に関するQ&Aについて（介護保険最新情報 Vol.765）	令和2年2月21日
社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応の徹底について（介護保険最新情報 Vol.767）	令和2年2月23日
社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（介護保険最新情報 Vol.768）	令和2年2月24日
社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（介護保険最新情報 vol.769）	令和2年2月24日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（介護保険最新情報 Vol.770）	令和2年2月24日
新型コロナウイルス感染症対策の基本方針	令和2年2月25日
①認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について②有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について（介護保険最新情報 Vol.771）	令和2年2月27日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（介護保険最新情報 Vol.773）	令和2年2月28日
新型コロナウイルス感染防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について（介護保険最新情報 Vol.774）	令和2年2月28日
社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（介護保険最新情報 Vol.777）	令和2年3月6日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（介護保険最新情報 Vol.779）	令和2年3月6日
「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付事務連絡）」に関するQ&Aについて（介護保険最新情報 Vol.780）	令和2年3月6日
社会福祉施設等職員に対する「新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために」の周知について（介護保険最新情報 Vol.782）	令和2年3月9日
「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」の周知について（介護保険最新情報 Vol.783）	令和2年3月10日
「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」に関するQ&Aについて（介護保険最新情報 Vol.786）	令和2年3月16日

資料名	発出日
介護施設等に対する布製マスクの配布について(介護保険最新情報 Vol.788)	令和2年3月18日
高齢者施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について(介護保険最新情報 Vol.789)	令和2年3月19日
社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について (令和2年3月19日現在) (介護保険最新情報 Vol.790)	令和2年3月19日
社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の徹底について(介護保険最新情報 Vol.791)	令和2年3月19日
セーフティネット保証 5号の対象業種 (社会福祉施設等関連) の指定について(介護保険最新情報 Vol.792)	令和2年3月24日
社会福祉施設等職員に対する新型コロナウイルス集団発生防止に係る注意喚起の周知について(介護保険最新情報 Vol.793)	令和2年3月25日
「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について(介護保険最新情報 Vvol.794)	令和2年3月26日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第5報) (介護保険最新情報 Vol.796)	令和2年3月26日
社会福祉施設等に対する「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」の周知について介護保険最新情報(Vol.802)	令和2年3月31日
セーフティネット保証 5号対象業種 (老人福祉・介護関係) の追加指定について(介護保険最新情報 Vol.806)	令和2年3月31日
「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」等の周知について (介護保険最新情報 Vol.807)	令和2年4月3日
社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その2) (介護保険最新情報 Vol.808)	令和2年4月7日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第6報) (介護保険最新情報 Vol.809)	令和2年4月7日
介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について (その2) (介護保険最新情報 Vol.810)	令和2年4月7日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第7報) (介護保険最新情報 Vol.813)	令和2年4月9日
「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (令和2年3月6日付事務連絡)」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その2) (令和2年4月7日付事務連絡)」に関するQ&Aについて(介護保険最新情報Vol.815)	令和2年4月9日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第8報) (介護保険最新情報 Vol.816)	令和2年4月10日
新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について	令和2年4月10日
有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について(介護保険最新情報 Vol.817)	令和2年4月13日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第9報) (介護保険最新情報 Vol.818)	令和2年4月15日

資料名	発出日
サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて(介護保険最新情報 Vol.819)	令和2年4月15日
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめについて(介護保険最新情報 Vol.820)	令和2年4月20日
介護サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症対策の再徹底について(介護保険最新情報 Vol.821)	令和2年4月21日
「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関するQ&A（その2）について(介護保険最新情報 Vol.822)	令和2年4月24日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第10報）(介護保険最新情報 Vol.823)	令和2年4月24日
介護サービス事業所によるサービス継続について(介護保険最新情報 Vol.824)	令和2年4月24日
リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援について」(介護保険最新情報 Vol.825)	令和2年4月28日
介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について(介護保険最新情報 Vol.828)	令和2年5月4日
「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年5月4日付事務連絡）に関するQ&Aについて(介護保険最新情報 Vol.829)	令和2年5月4日
動画「訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」について（その2）(介護保険最新情報 Vol.830)	令和2年5月7日
「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(介護保険最新情報 Vol.832)	令和2年5月11日
高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について(介護保険最新情報 Vol.834)	令和2年5月15日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第11報）(介護保険最新情報 Vol.836)	令和2年5月25日
「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月25日変更）	令和2年5月25日
動画「訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策」及びその周知のためのリーフレットについて（介護保険最新情報 Vol.840）	令和2年5月29日
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について(介護保険最新情報 Vol.841)	令和2年5月29日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）(介護保険最新情報 Vol.842)	令和2年6月1日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第13報）(介護保険最新情報 Vol.847)	令和2年6月15日
訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について(介護保険最新情報 Vol.848)	令和2年6月15日

資料名	発出日
介護施設等に対する布製マスクの配布について(介護保険最新情報 Vol.850)	令和2年6月23日
動画「介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか!感染対策」について(介護保険最新情報 Vol.851)	令和2年6月24日
動画「介護老人福祉施設(特養)のためのそうだったのか!感染対策」(その2)・「送迎の時のそうだったのか!感染対策」について(介護保険最新情報 Vol.852)	令和2年6月30日
高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について(介護保険最新情報 Vol.853)	令和2年6月30日
高齢者施設における新型コロナウイルス感染者発生時の検査体制について(介護保険最新情報 Vol.866)	令和2年8月7日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第14報)(介護保険最新情報 Vol.868)	令和2年8月13日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第15報)(介護保険最新情報 Vol.870)	令和2年8月27日
有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について(介護保険最新情報 Vol.872)	令和2年9月4日
新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求(9月提出分及び10月提出分)の取扱いについて	令和2年9月8日
介護保険施設等における入所(居)者の医療・介護サービス等の利用について(介護保険最新情報 Vol.873)	令和2年9月18日
介護現場における感染対策の手引き(第1版)等について(介護保険最新情報 Vol.878)	令和2年10月1日
社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)(介護保険最新情報 Vol.881)	令和2年10月15日
医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について(介護保険最新情報 Vol.882)	令和2年10月16日
新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第16報)(介護保険最新情報 Vol.884)	令和2年10月21日
介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について(介護保険最新情報 Vol.892)	令和2年12月3日
介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について(再周知)(介護保険最新情報 Vol.893)	令和2年12月3日
介護保険サービス従事者向けの感染対策に関する研修について(その3)(介護保険最新情報 Vol.897)	令和2年12月14日

## 8. 参考資料

上記1から6で参照することとされている資料、その他啓発に有用な資料等を巻末に掲載します。各資料を参照するにあたり、症状等は「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(介護保険最新情報 vol.832)に読み替えて活用してください。

A：新型コロナウイルスに関する全般的なこと		発出日
1	新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－	令和2年3月10日
2	一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針(介護保険最新情報 Vol.791)	令和2年3月19日
	新型コロナウイルス感染症が発生した場合における情報の公表について(補足)	令和2年7月28日
3	令和2年度2次補正予算による支援事業等	令和2年6月30日
B：感染拡大防止等に留意したサービス提供に関すること		発出日
1	社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について(令和2年3月19日現在)「留意事項」(介護保険最新情報 Vol.790)	令和2年3月19日
2	「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(介護保険最新情報 Vol.832)	令和2年5月11日
3	居宅を訪問して行うサービス等における留意点(介護保険最新情報 Vol.769)	令和2年2月24日
4	「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について(令和2年2月24日付事務連絡)」に関するQ&Aについて(介護保険最新情報 Vol.780)	令和2年3月6日
5	社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(介護保険最新情報 Vol.808)	令和2年4月7日
6	介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について(その2)(介護保険最新情報 Vol.810)	令和2年4月7日
7	「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(令和2年3月6日付事務連絡)」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日付事務連絡)」に関するQ&Aについて(介護保険最新情報Vol.815)	令和2年4月9日
8	「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(令和2年3月6日付事務連絡)」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(令和2年4月7日付事務連絡)」に関するQ&A(その2)について(介護保険最新情報 Vol.822)	令和2年4月24日
9	「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」(令和2年5月4日付事務連絡)に関するQ&Aについて(介護保険最新情報 Vol.829)	令和2年5月4日
10	高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について(介護保険最新情報 Vol.834)	令和2年5月15日
11	新型コロナウイルス感染症の院内・施設内感染対策チェックリスト(一般社団法人 日本環境感染学会作成)	令和2年7月22日
12	COVID-19 対応者のためのストレスチェックリスト(日本赤十字社作成) 感染症流行期にこころの健康を保つために～新型コロナウイルス感染症に対応する職員の方々へ～(日本赤十字社作成)	令和2年3月30日
13	「寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について」及び「冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法」について(令和2年12月4日付事務連絡)	令和2年12月4日

C：衛生管理・衛生物品等に関すること		発出日
1	保育所における感染症対策ガイドライン（関係箇所抜粋）（介護保険最新情報 Vol. 790）	令和2年3月19日
2	高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版（関係箇所抜粋）（介護保険最新情報 Vol. 790）	令和2年3月19日
3	新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（介護保険最新情報 Vol. 767）→（令和2年6月2日改訂）	令和2年2月23日 令和2年6月2日
4	高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版（関係箇所抜粋：次亜塩素酸ナトリウム液の濃度）（介護保険最新情報 Vol. 777）	令和2年3月6日
5	「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」に関するQ&Aについて	令和2年3月16日
6	介護施設等への布製マスクの配布希望の申出について（介護保険最新情報 Vol.892）	令和2年12月3日
7	介護施設・事業所等に対する布製マスクの具体的な配布方法について（再周知）（介護保険最新情報 Vol.893）	令和2年12月3日
8	「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について（介護保険最新情報 Vol.794）	令和2年3月26日
9	新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について	令和2年4月10日
10	サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて（介護保険最新情報 Vol.819）	令和2年4月15日
D：その他Q&A等		発出日
1	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて	令和2年2月17日
2	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）（介護保険最新情報 Vol.770）	令和2年2月24日
3	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第3報）（介護保険最新情報 Vol.773）	令和2年2月28日
4	新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（9月提出分及び10月提出分）の取扱いについて	令和2年9月8日
5	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）（介護保険最新情報 Vol.779）	令和2年3月6日
6	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）（介護保険最新情報 Vol.796）	令和2年3月26日
7	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第6報）（介護保険最新情報 Vol.809）	令和2年4月7日
8	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第7報）（介護保険最新情報 Vol.813）	令和2年4月9日
9	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて	令和2年4月10日

	て(第8報)(介護保険最新情報 Vol.816)	
10	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第9報)(介護保険最新情報 Vol.818)	令和2年4月15日
11	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第10報)(介護保険最新情報 Vol.823)	令和2年4月24日
12	リーフレット「新型コロナウイルス感染症に係る通所介護事業所のサービス継続支援について」(介護保険最新情報 Vol.825)	令和2年4月28日
13	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第11報)(介護保険最新情報 Vol.836)	令和2年5月25日
14	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)(介護保険最新情報 Vol.842)	令和2年6月1日
15	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第12報)に係るQ&A集(愛知県版)、(第2弾)	令和2年6月15日 令和2年6月17日
16	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第13報)(介護保険最新情報 Vol.847)	令和2年6月15日
17	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第14報)(介護保険最新情報 vol.868)	令和2年8月13日
18	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第15報)(介護保険最新情報 vol.870)	令和2年8月27日
19	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第16報)(介護保険最新情報 Vol.884)	令和2年10月21日
E:事業者支援に関すること		発出日
1	セーフティネット保証5号の対象業種(社会福祉施設等関連)の指定について(介護保険最新情報 Vol.792) セーフティネット保証5号対象業種(老人福祉・介護関係)の追加指定について(介護保険最新情報 Vol.806)	令和2年3月24日 令和2年3月31日
(B6)	介護サービス事業所に休業を要請する際の留意点について(その2)(介護保険最新情報 Vol.810)	令和2年4月7日
2	訪問系サービス事業所の介護サービス継続に向けた支援について(介護保険最新情報 Vol.848)	令和2年6月15日
F:愛知県からの通知等		発出日
1	新型コロナウイルス感染症対策愛知県緊急事態宣言に基づく高齢者施設等の対応について(依頼)→(令和2年5月4日更新)	令和2年4月10日 令和2年5月4日
2	高齢者施設等における新型コロナウイルス感染防止の継続等について(依頼)	令和2年5月28日
(D)	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて	令和2年6月10日

15)	て(第12報)に係るQ&A集(愛知県版)、(第2弾)	令和2年6月17日
3	新型コロナウイルス感染症愛知県緊急事態宣言に基づく高齢者施設等の対応について	令和2年8月6日
4	高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について	令和2年8月25日
5	高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の検査について	令和2年12月4日
G: その他事務連絡等(衛生部局向け事務連絡等)		発出日
1	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その2)	令和2年2月28日
2	新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その4)	令和2年3月5日
3	新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて	令和2年3月19日
4	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて	令和2年4月10日
5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(改定概要)	令和2年6月12日
H: 啓発資料等		資料確認日
1	一般的な感染症対策について	令和2年3月2日
2	手洗いについて	令和2年3月2日
3	咳エチケットについて	令和2年3月2日
4	新型コロナウイルスを防ぐには	令和2年3月2日
5	介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために	令和2年3月2日
6	新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために	令和2年3月2日
7	家庭内でご注意いただきたいこと ~8つのポイント~	令和2年3月2日
8	3つの「密」を避けましょう!	令和2年4月23日
9	新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。	令和2年3月31日
10	新型コロナウイルス感染症の拡大防止と介護予防の取組の推進について(その2)	令和2年3月27日
11	電話・オンラインによる診療がますます便利になります	令和2年5月25日
12	「新しい生活様式」の実践例	令和2年5月25日
13	令和2年度の熱中症予防行動	令和2年5月27日
14	動画「訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか!感染対策」及びその周知のためのリーフレットについて(介護保険最新情報 Vol.840)	令和2年5月29日
15	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して通いの場等の取組を実施するための留意事項について(介護保険最新情報 Vol.841)	令和2年5月29日
16	冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法(リーフレット)	令和2年12月7日



## 9. 相談窓口等

《新型コロナウイルスに関する医学的、総合的な内容に関する相談窓口は下記のとおりです》

### 【厚生労働省】

- ・ 0120-565653（フリーダイヤル、9時00分～21時00分（土日・祝日も））  
（聴覚に障害のある方、電話での相談が難しい方向け）  
FAX：03-3595-2756      メールアドレス：corona-2020@mhlw.go.jp

### 【愛知県】

《一般相談窓口》

- ・ 愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室 感染症グループ：  
052-954-6272（午前9時から午後5時（土日・祝日も））  
（聴覚に障害のある方、電話での相談が難しい方向け）  
FAX：052-954-6917      メールアドレス：kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp
- ・ 一宮保健所：  
0586-72-0321（午前9時から午後5時まで（平日のみ））

《受診・相談センター》

- ・ 一宮保健所：  
0586-72-1699（平日：午前9時から午後5時半）  
夜間・休日相談窓口  
052-856-0315（平日夜間は午後5時30分から翌午前9時まで  
土、日、祝日：オンコール（24時間）体制）

《愛知県新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口」（コールセンター）》

- 052-954-7453（午前9時から午後5時まで（土日、祝日を含む毎日））  
メールアドレス：sodan-corona@pref.aichi.lg.jp

《介護保険サービスの取扱いに関する相談窓口は下記のとおりです》

### 【愛知県】

- ・ 愛知県福祉局高齢福祉課介護保険指定・指導グループ：  
052-954-6289
- ・ 愛知県福祉局高齢福祉課施設グループ：  
052-954-6287

### 【一宮市】

- ・ 一宮市福祉部介護保険課（午前8時30分から午後5時15分（土、日、祝日除く））

指定・指導担当：0586-85-7017

給付担当：0586-28-9018

認定担当：0586-28-9020

保険料担当：0586-28-9019

FAX：0586-73-1019      メールアドレス：kaigohoken@city.ichinomiya.lg.jp

## 10. 作成・更新履歴

- |           |  |
|-----------|--|
| 令和2年3月3日  | 作成   |
| 令和2年3月9日  | 更新（介護保険最新情報 Vol.777 から Vol.780、令和2年3月5日付事務連絡等による修正。「4. 社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について」の追加等。） |
| 令和2年3月13日 | 更新（介護保険最新情報 Vol.782 から Vol.784 による修正。「6. 国等が実施する施策等」の追加等。）   |
| 令和2年3月17日 | 更新（介護保険最新情報 Vol.786 による追記。）  |
| 令和2年3月23日 | 更新（介護保険最新情報 Vol.788 から Vol.791 等による修正、追記。）   |
| 令和2年4月1日  | 更新（介護保険最新情報 Vol.792 から Vol.794、Vol.796、Vol.802、Vol.806 による追記。）   |
| 令和2年4月27日 | 更新（介護保険最新情報 Vol.808 から Vol.810、Vol.813、Vol.815 から Vol.824 その他事務連絡等による修正、追記。）                             |
| 令和2年5月14日 | 更新（介護保険最新情報 Vol.825、Vol.828 から Vol.830、Vol.832 その他事務連絡等による修正、追記。）  |
| 令和2年5月29日 | 更新（介護保険最新情報 Vol.834、Vol.836 その他事務連絡等による修正、追記。）   |
| 令和2年6月11日 | 更新（介護保険最新情報 Vol.840 から Vol.842 その他事務連絡等による修正、追記。）  |
| 令和2年6月18日 | 更新（介護保険最新情報 Vol.847、Vol.848 その他事務連絡等による修正、追記。）   |
| 令和2年7月9日  | 更新（介護保険最新情報 Vol.850 から Vol.853 その他事務連絡等による修正、追記。）  |
| 令和2年9月1日  | 更新（介護保険最新情報 Vol.863、Vol.864、Vol.866、Vol.868、Vol.870、その他事務連絡等による修正、追記。）                                   |
| 令和2年9月30日 | 更新（介護保険最新情報 Vol.872、Vol.873、その他事務連絡等による修正、追記。）   |

令和2年12月21日更新（介護保険最新情報 Vol.878、Vol.881、Vol.882、Vol.884、  
Vol.892、Vol.893、Vol.897、その他事務連絡等による修正、  
追記。）